

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	岡山県 玉野市

玉野市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 玉野市 産業振興部 農林水産課
所 在 地 玉野市宇野 1 丁目 2 7 番 1 号
電 話 番 号 0 8 6 3 - 3 2 - 5 0 0 8
F A X 番 号 0 8 6 3 - 3 2 - 1 3 4 9
メールアドレス nourinsuisan@city.tamano.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニュウナイスズメ、スズメ、ヒヨドリ、ドバト、カワウ、ヒドリガモ
計画期間	令和 8 年度 ～ 令和 10 年度
対象地域	玉野市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻、サツマイモ、タケノコ、梨、柿	263 千円 0.32ha
ヌートリア	水稻、野菜	184 千円 0.22ha
ニホンジカ	不明	目撃情報はあるが、明確な被害は確認されていない。
ニホンザル	果樹	過去に目撃情報や被害情報があったが、現在では明確な被害は確認されていない
タヌキ	野菜	市民からの農作物被害報告はあるが、正確な被害数値は把握できていない。
ハクビシン アライグマ	果樹、野菜	目撃情報はあるが、明確な被害は確認されていない。
ハシブトガラス ハシボソガラス	水稻、梨、柿	
ニュウナイスズメ・スズメ	水稻	
ヒヨドリ・ドバト	商品飼料他	事業者からの被害報告はあるが、正確な被害数値は把握できていない。
カワウ	魚類	明確な被害は確認されていない
ヒドリガモ	養殖海苔	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】耕作放棄地やススキ・セイタカアワダチソウなど雑草が繁殖している箇所や山際の侵入防止柵が未設置、あるいは破損している地区で被害が大きくなる傾向がある。 また、山から比較的離れた干拓地や川の土手においても、用水路沿いの茂みを通じ水田に行くことにより水稻への被害が現れ始めた。 季節によって被害の特徴が異なっており、春はタケノコ、初夏は土手の葛根やセミの幼虫を捕食するため柑橘類の木の根付近を掘り返す被害もある。夏から秋は、水稻、いも類を中心に農作物被害が発生している。 水稻の収穫が終わった秋から冬にかけて、農道付近に生えた雑草、ゴルフ場の芝生、学校校庭の雑草や芝生の掘り返し被害が確認されている。 生活被害として、住宅の庭や公園への出没、芝生の掘り返し、自動車や電車等との衝突事故なども報告されている。
【ヌートリア】主に農業用水路やため池、河川が近辺に存在する地区で、水稻や白菜、大根、レンコンなどの野菜を中心とした被害が報告されている。
【ニホンジカ】生息状況、被害の発生場所、農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていないが、繁殖期の秋ごろに市内での目撃情報が増加傾向にある。
【ニホンザル】減少傾向にあり、令和7年度について、12月現在で、ニホンザルと確定されている被害報告はなく、目撃情報も0件である。 ただし、近隣の群れの動向を継続して注視する必要がある。
【タヌキ】主に果樹や家庭菜園等における野菜類の被害報告がある。生活被害として、住宅敷地内で溜めフンをするケースも報告されている。
【ハクビシン・アライグマ】生息状況、被害の発生場所、農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていない。
【ハシブトガラス・ハシボソガラス、ニューナイスズメ・スズメ】生息状況、被害の発生場所、農作物被害金額の正確な被害数値は把握できていない。
【ヒヨドリ・ドバト】食用油製油所での原料（菜種、コーン）の食害が確認されていた。防護対策により被害は減少傾向であるが、一方で、工場等への侵入による糞害は一定数発生している。
【カワウ・ヒドリガモ】生息状況、被害の発生場所、水産物被害金額の正確な被害数値は把握できていない。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 7 年度）	目標値（令和 10 年度）
被害面積	0.54ha	0.38ha
うち イノシシ	0.32ha	0.22ha
うち ニートリア	0.22ha	0.16ha
その他の獣種	0ha	0ha
被害金額	447 千円	313 千円
うち イノシシ	263 千円	184 千円
うち ニートリア	184 千円	129 千円
その他の獣種	0 千円	0 千円

※目標値は、現状値（令和 7 年度）から 3 割を減じた値に設定する。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	令和 6 年度に本市の鳥獣害対策の体制を見直し、主に市街地出没時等の対応は玉野市鳥獣被害対策実施隊（以下、実施隊という。）が行い、各地域における捕獲活動は主に玉野市イノシシ捕獲隊（以下、「捕獲隊という。」）や玉野市イノシシ捕獲協力隊（以下、「協力隊」という。）が行う体制とした。 これにより、イノシシの捕獲活動を通じて住民の自助・共助の意識が醸成され、地域ぐるみでの被害対策が強化された。	イノシシ被害が認められているにもかかわらず、捕獲隊及び協力隊（以下、「捕獲隊等」という。）が設置されていない地域がある。
防護柵の設置等に関する取組	受益戸数 3 戸以上の町内会等からの申請により、山際に設置する防護柵の材料費の他、設置や維持管理にかかる費用を補助し、イノシシの侵入を防ぐ防護柵の設置を推進している。 また、破損した場合は迅速に補修が行えるよう資材を現物で支給している。 その他、農業者等が農作物を防護するために設置する電気柵やワイヤーメッシュ柵等の材料費に対して補助金を支給している。	防護柵設置に対する補助制度は創設しているものの、地域内で被害を受けている住民と被害を受けていない住民間で意識に差があり、地域の総意がまとまらない。また、既に防護柵を設置している地域においても、住民の高齢化により十分な点検やメンテナンスが困難になってきている。

生息環境管理その他の取組	野生鳥獣を寄せ付けにくい環境整備（ススキ・セイタカアワダチソウなどの植物から成る藪や放任果樹の除去等）の普及啓発の他、イノシシ等の有害鳥獣が潜む恐れがある耕作放棄地等の減少に向けた集積等の取り組み等を実施している。	耕作放棄地など、除草が進まない箇所があり、イノシシの行動範囲が生活圏内へ広がる要因となっている。
--------------	---	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農作物等に被害をもたらす野生鳥獣の生息頭数の減少を目的とした個体数管理、防護柵設置費用助成や防護柵設置に関する指導・助言などの被害管理、野生鳥獣を寄せ付けにくい環境整備、生息地管理の観点から対策を実施する。

【個体数管理】（捕獲・狩猟者の確保・育成）

実施隊、猟友会駆除班、並びに捕獲隊等による許可捕獲の実施のほか、有資格者個人に対する捕獲許可について検討する。

捕獲隊等での活動を見据えた新規狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟免許取得費用等を助成する。

また、目撃情報や捕獲場所等の位置を地図上で管理し、生息状況を推測した上で効率的な捕獲手法を検討する。

【被害管理】（防護柵設置費用助成・指導助言）

自治会等が山際に防護柵の新設や維持管理を行う場合の資機材費や設置に係る費用を補助し、被害防止対策の促進を図る。

また、効果的な設置や補修の方法等について、市職員が出前講座を行うなどして適切なアドバイスを行う。

【生息地管理】（地域環境の整備）

耕作放棄地や放任果樹、雑草が繁茂する空家の敷地等は、イノシシ等の野生鳥獣のすみかになる可能性があることから、これらの場所の解消の必要性について周知する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ被害の多い地域の住民が主体となって、箱わなによる有害鳥獣捕獲を行う玉野市イノシシ捕獲隊制度を令和2年度に発足させた。

捕獲隊は、狩猟免許所持者であるわな管理者と資格を有しない補助者が互いに役割分担し、わなの設置や捕獲時の止め刺し処理をわな管理者が行い、見回りやえさ撒きなど資格を要しない作業を補助者が行う。

協力隊は、地域に有資格者が存在しない場合に他地区の捕獲隊から応援を受けることで組織化し、捕獲隊と同様に捕獲活動を行う。

また、市内全域においてイノシシ等の有害鳥獣が市街地等に出没した場合は、警察等の関係機関と連携し、主に実施隊が追い払い対応又は捕獲対応を行い、市民の安全確保に努める。

その他、ヌートリアやタヌキなどの小型鳥獣の捕獲については、被害を受けた農業者等からの申請に基づき直接捕獲許可を出すことで、小型箱わなによる捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	計画に定める すべての対象 鳥獣	・捕獲活動に有効な箱わな等の捕獲資機材の導入 ・狩猟免許取得者の増加促進（取得費用の補助） ・イノシシ捕獲隊員や実施隊員に対する講習や研修の実施

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
岡山県第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画等を踏まえ、近年の捕獲実績を参考に設定する。 【イノシシ】 過去に被害が少なかった地域においても被害が発生するなどイノシシの生息数・生息区域が拡大していることが想定される。 一方、令和7年12月に市内で捕獲されたイノシシ1頭から豚熱陽性個体が確認されたことから、豚熱ウイルスがどの程度蔓延しているのか慎重に注視する必要がある。 令和8年2月現在、自治会や団体等に設置されている捕獲隊等は20団体であり、有資格者であるわな管理者は約100名となっている。あわせて、設置している捕獲わなも増加したことにより、捕獲圧が高まったことから、増加傾向にあった生息数に一定の歯止めが掛かっているものとみられる。

また、過去3年間の捕獲数は令和5年度、851頭、令和6年度、1,204頭、令和7年度、811頭であったことを踏まえ、令和8年度から令和10年度の各年間捕獲計画数を1,000頭とする。

【ヌートリア】

農業用水路やため池、河川が近辺に存在する地区を中心に、水稻やレンコンほうれんそう、大根など、米や野菜への被害が報告されている。農業用水路等が存在している市内の殆どの地区で被害報告があることから、年間捕獲計画数を100頭とする。

【ニホンザル】

過去3年以内には目撃情報や被害報告は確認されていないが、数年前には頻繁に目撃された事例があることから、年間捕獲計画数を5頭とする。

【タヌキ】

果樹や野菜類の被害報告があるほか、生活被害として、住宅等の建物に棲みつく被害も報告されている。

また、山裾に設置されたイノシシの捕獲わなに撒かれた餌を目当てに山から下りてくる個体や、疥癬病に罹患し山から市街地へ下りて、帰れなくなり捕獲された個体が増えていることから、年間捕獲計画数を30頭とする。

【ドバト】近年の許可捕獲実績から年間捕獲数を100羽とする。

【上記以外の鳥獣】（下記の表のとおり）

現時点では、農作物被害金額などの被害は把握できていない。目撃情報や被害報告をもとに生息状況を推測し、状況に応じて専門家等の意見を踏まえながら、捕獲等を検討していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
ヌートリア	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
ハクビシン	5頭	5頭	5頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
ハシブトガラス ハシボソガラス	各10羽	各10羽	各10羽
ニューナイスズメ、スズメ	各10羽	各10羽	各10羽
ヒヨドリ	5羽	5羽	5羽
ドバト	100羽	100羽	100羽
カワウ	5羽	5羽	5羽
ヒドリガモ	5羽	5羽	5羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○イノシシ 各地域における被害対策としての捕獲活動については、主に捕獲隊等が担い、市街地出没時等の緊急的な対応については、専門的な技術を有する実施隊による対応を基本とする。
○ヌートリア、タヌキ ヌートリアやタヌキなどの小型鳥獣の捕獲については、被害を受けた農業者等からの申請に基づき直接捕獲許可を出すことで、小型箱わなによる捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし（既に権限委譲済み。）

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	被害が発生している自治会等からの相談により設置場所を決定の上、補助制度を活用した設置を促進する。 総延長3km	被害が発生している自治会等からの相談により設置場所を決定の上、補助制度を活用した設置を促進する。 総延長3km	被害が発生している自治会等からの相談により設置場所を決定の上、補助制度を活用した設置を促進する。 総延長3km

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	設置した自治会等による定期的な見回り点検の実施。 補修の迅速化を図るため、補修資材の現物支給。 その他、補助制度を活用したメンテナンスの促進。	設置した自治会等による定期的な見回り点検の実施。 補修の迅速化を図るため、補修資材の現物支給。 その他、補助制度を活用したメンテナンスの促進。	設置した自治会等による定期的な見回り点検の実施。 補修の迅速化を図るため、補修資材の現物支給。 その他、補助制度を活用したメンテナンスの促進。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	全ての獣種	有害鳥獣による被害防止のため、市職員が行う出前講座等での研修や、広報誌等により啓発活動を行う。
令和9年度	全ての獣種	有害鳥獣による被害防止のため、市職員が行う出前講座等での研修や、広報誌等により啓発活動を行う。
令和10年度	全ての獣種	有害鳥獣による被害防止のため、市職員が行う出前講座等での研修や、広報誌等により啓発活動を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

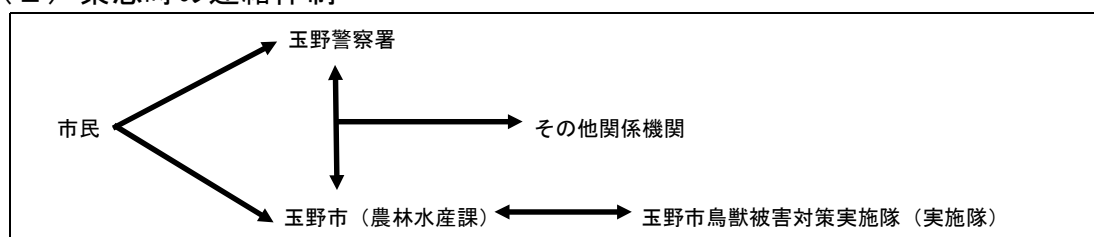
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
玉野警察署	・玉野市へ連絡 ・現場へ臨場し、市及び実施隊と連携した対応 ・住民の安全確保（市民への危害防止措置） ・緊急広報活動（近隣の学校等への注意喚起） ・警察官職務執行法に基づく銃の使用
玉野市（農林水産課）	・玉野警察署、実施隊へ連絡 ・現場へ臨場し、警察及び実施隊と連携した対応 ・追い払い又は捕獲等の対応方法の検討 ・住民の安全確保（市民への危害防止措置） ・緊急広報活動（近隣の学校等への注意喚起） ・緊急銃猟による捕獲の検討及び実施（イノシシ、ツキノワグマに限る）

玉野市鳥獣被害対策実施隊（実施隊）	・隊長又は副隊長の命により、市街地出没時等の緊急対応の場合は現場へ臨場し、市及び警察と連携した対応 ・追い払い又は捕獲等の対応方法の検討 ・対象鳥獣捕獲員（有資格者）・・・有害鳥獣の追い払い又は捕獲 ・対象鳥獣捕獲員以外・・・対象鳥獣捕獲の補助
-------------------	---

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として、市の焼却処理施設において適切に処分を行う。
その他、法令等に基づき状況に応じて、適宜、捕獲者が処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	法令等に基づき、状況に応じて市が食肉としての活用方針を検討し、捕獲者に周知を行う。
ペットフード	法令等に基づき、状況に応じて市がペットフードとしての活用方針を検討し、捕獲者に周知を行う。
皮革	食肉処理施設へ搬入した捕獲個体から生じた加工残渣について、法令等に基づき、状況に応じて、市が皮革製品材料としての活用を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	調査・研究を行う。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

調査・研究を行う。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

調査・研究を行う。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	玉野市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
玉野市	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
岡山市農業協同組合・農業者	有害鳥獣による被害等関連情報の提供を行う。
岡山県岡山地区猟友会 玉野分会	有害鳥獣関連情報の提供と、有害鳥獣捕獲活動を行う。
玉野市イノシシ捕獲隊 (捕獲隊) 玉野市イノシシ捕獲協力隊 (協力隊)	有害鳥獣関連情報の提供と、有害鳥獣捕獲活動を行う。
玉野市コミュニティ協議会	住民代表として、情報提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
備前県民局農畜産物生産課	有害鳥獣対策に関する情報の他、国交付金、県補助制度等の情報を提供する。
備前県民局森林企画課	有害鳥獣関連情報や狩猟免許制度等の情報を提供する。
玉野市協働・交通政策課 各市民センター（各公民館）	住民からの有害鳥獣関連情報を集約し、事務局等に連絡する。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

玉野市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、平成 27 年 10 月に実施隊を設置。令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日現在）の実施隊員は 36 名（玉野市職員 21 名、猟友会玉野分会員等 15 名）。

イノシシ等の野生鳥獣が市街地へ出没した際に緊急対応を行う。

また、自主的に対応方法を計画し、定期的な追い払い活動や捕獲活動を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

住民からの被害報告を受けた場合は、現場の状況を適切に把握し、必要に応じ迅速に関係機関へ情報提供し、被害の拡大防止に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・耕作放棄地の解消や里山管理など地域の問題として地元住民が主体となって対策に取り組めるよう意識の醸成を図る。
- ・鳥獣被害の広域化に対処するため、近接の市町や関係機関との情報交換に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。